

1 川 監 公 第 6 号

令和元年11月11日

定期（工事）監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成31年3月25日付け31川監公第4号で公表した定期（工事）監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

31川総行革第489号

令和元年9月26日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成31年3月25日付け31川監公第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 平成30年度第2回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

### 1 設計変更の積算において内容の精査を十分に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

本工事は、武蔵溝ノ口駅の南口に新たに駅前広場を整備する工事である。

工事区域は既にバスの乗降場等に使用されており、また交通結節点であるため多くの人や車が工事区域内を通行しており、工事に当たり施工範囲の分割や夜間施工など複雑な条件で施工することとなったことから、当初設計に対し多くの工種や数量に変更が生じたため、設計変更を行っていた。

設計変更の積算内容についてみたところ、工事で発生する土砂については、掘削量、運搬量の計上数量がいずれも処分量に対して少なかった。また、掘削した土砂を工事区域内に一時仮置きするための運搬費では、積算時の入力を誤っていたため適正な単価となっていなかったものがあった。さらに、舗装工事の変更では舗装構成のうち下層路盤を重複して計上していた。

これらは、いずれも設計変更の内容が複雑であったため、設計及び審査時に誤りを把握できなかったものであった。

設計変更の積算において、多くの工種や数量に変更が生じる場合には、より一層の注意を払い内容の精査を行われない。

#### [措置内容]

指摘事項については、設計変更の積算において、多くの工種や数量に変更が生じる場合には、より一層の注意を払い内容の精査を行うよう局内各課に周知するとともに、関係職員を対象とした研修会や関係課長会議において本事例を取り上げることで、再発防止に向けて注意喚起及び周知徹底しました。

今後は、設計変更時においても、積算の内容の精査を十分に行うとともに、審査を適正に行うことで再発防止に努めます。

（工事番号15）（建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所）

## 2 バリアフリー関係基準等を十分に理解し工事を監督すべきもの

### [指摘の要旨]

本工事は、等々力緑地正面広場とその周辺道路を再整備する工事である。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準によると、歩道等において視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」という。）を敷設するものとされており、本工事では横断歩道部に誘導用ブロックを敷設している。

道路における誘導用ブロックの形状や設置方法を定めた「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（以下「指針」という。）によると、横断歩道部では歩車道の境界を注意喚起する点状ブロックと横断歩道の歩行方向や中心部を案内する線状ブロックを敷設することとしているが、本工事では点状ブロックのみで線状ブロックを敷設していない箇所があった。

監督員は、請負者から事前に提出された誘導用ブロックの敷設図が指針とは異なる設置方法となっていたが、指針の理解が不十分であったことから適切に敷設するよう指導を行っていなかった。

視覚障害者の安全な移動に支障をきたすことのないよう、指針を十分に理解し適切に工事を行われない。

また、指針の設置方法とは異なる現在の状態については、速やかに改善されたい。

### [措置内容]

指摘事項については、指針を十分に理解し、適切に工事を行うよう局内各課に周知するとともに、関係職員を対象とした研修会及び関係課長会議にて本指針及び事例を取り上げることで、再発防止に向けて注意喚起及び周知徹底しました。

また、指摘のあった指針の設置方法とは異なる配置については、現地を再確認し、

改善を行いました。

今後は、視覚障害者の安全な移動に支障をきたすことのないよう、指針を十分に理解し適切な設計及び監督に努めます。

(工事番号 17) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

### 3 撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

本工事は、都市計画道路柿生町田線の未整備区間の一部を整備するとともに、上麻生第155号線に接続していた上麻生第110号線を柿生町田線に付け替える工事である。

道路整備に当たっては、工事区域内の既存樹木を撤去することとしており、この撤去した既存樹木（以下「撤去樹木」という。）の処理についてみたところ、特記仕様書では「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に規定する指定事業者への搬入などが定められているが、実際の施工では撤去樹木が指定事業者以外へ搬入されているなど特記仕様書に定めたとおり実施されていないかった。

本工事の撤去樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物に該当し、かつ、市が定める取扱要領により再資源化することとされている建設発生木材であることから、それらの関係法令に基づく特記仕様書の内容が適正に実施されているか十分な確認を行うべきであった。

撤去樹木の処理の施工監理に当たっては、関係法令等に基づき適正に処理されていることを確認されたい。

#### [措置内容]

指摘事項については、撤去樹木の処理の施工監理に当たっては、関係法令等に基づいた適正確認をすることを局内各課に周知するとともに、関係職員を対象とした研修

会及び関係課長会議にて本事例を取り上げることで、再発防止に向けて注意喚起及び周知徹底しました。

さらに、関係団体に対し、道路工事に伴って発生した撤去樹木の処理方法について、改めて周知・指導を行いました。

今後は、施工監理業務を適切に行うよう努めます。

(工事番号 25) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

#### 4 その他改善を要するもの

##### ア 設計変更における間接工事費の積算を適切に行うべきもの

###### [指摘の要旨]

発生材の追加に伴う設計変更に当たり、対象とならない処分費を含めて間接工事費を算定していた事例

###### [措置内容]

指摘事項については、設計変更時において対象とならない間接工事費を算定しないよう、チェックリストを用いた積算内容の確認を課内会議にて説明を行い、チェックリストによる確認を確実に実施するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、積算基準の確認を十分に行うよう努めます。

(工事番号 1) (環境局施設部施設整備課)

##### イ 工事期間中における視覚障害者への安全確保に配慮すべきもの

###### [指摘の要旨]

バリアフリー法に基づき市が定めた重点整備地区内にある公衆トイレの改修工事において、工事期間中の視覚障害者の安全確保への配慮が十分でなかった事例

###### [措置内容]

指摘事項については、改修工事の設計時において使用する既存のチェックリストに

視覚障害者等に対する安全確保への配慮等を追記したチェックリストの作成及び課内会議にて本チェックリストの説明を行うことで、仮設用誘導ブロック等を用いた対策等を確実に実施するよう関係職員に周知徹底しました。また、今年度末を目途に、本チェックリストを職員用「工事設計要領書」に追加することを検討していきます。

今後は、工事期間中の視覚障害者への安全確保を配慮した適切な設計、監督に努めます。

(工事番号7) (環境局施設部施設整備課)

ウ 積算基準を十分に理解し交通誘導警備員の積算を行うべきもの

[指摘の要旨]

交通誘導警備員の積算に当たり、積算基準の理解が不十分であったため、人数を誤って計上していた事例

(注) ここでいう交通誘導警備員とは、警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に係る検定に合格した警備員をいう。

[措置内容]

指摘事項については、交通誘導警備員の積算を適切に行うよう局内各課に周知し、再発防止に向けて注意喚起を行うとともに、関係職員を対象とした研修会や関係課長会議において、再発防止に向けて周知徹底しました。

さらに、交通誘導警備員の積算において、交通誘導警備員の人数を算出する計算表の改良を行いました。

今後は、設計積算業務の適正化に努めます。

(工事番号26) (建設緑政局道路河川整備部道路施設課)

エ 積算基準を十分に理解し測量の区分を選択すべきもの

[指摘の要旨]

測量の積算に当たり、積算基準の理解が不十分であったため、一部の測量において選択する区分を誤っていた事例

(注) ここでいう区分とは、現場の状況を地形と地域の条件から分類したものをいう。

[措置内容]

指摘事項については、測量の適切な積算を行うよう局内各課に周知するとともに、関係職員を対象とした研修会及び関係課長会議にて本事例を取り上げることで、再発防止に向けて注意喚起及び周知徹底しました。

今後は、測量の積算に当たっては、各測量の区域や地形、地域について留意し、適切な区分選択を行うとともに、審査の際には積算基準の内容を十分に理解したうえで審査することで適正な積算に努めます。

(工事番号 4 4) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)